## 令和7年度

## 安祥寺山国有林森林整備事業(造林)

閲 覧 図 書

## 添付書類

- 1 契約書(案)
  - 可分事業内訳書
  - 作業仕様書
  - 作業位置図
- 2 契約情報の公表様式
- 3 入札者注意書

京都大阪森林管理事務所

## 森林整備事業請負契約書(案)

収入 印紙

1 事業名 安祥寺山国有林森林整備事業(造林)

2 事業場所 京都府京都市 安祥寺山国有林19い1林小班外3

3 事 業 量 地拵 0.94 ha

植付(新植) 0.94 ha 防護柵新設 0.67 km

4 事業期間 契約締結日の翌日から

令和8年2月27日まで

5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税」という。)

金 円也)

〔注〕( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは 印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分		選択条項		
×	契約保証金の納付			第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に	変わる担保となる有価		第4条第1項第2号
^	証券等の提供			
×	銀行、甲が確実と認	める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証	第4条第1項第4号		
×	履行保証保険契約の	第4条第1項第5号		
×	支給材料及び貸与品			第15条
×	前金払	分の	以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項		
	部分払		回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に	係る契約の特則	·	第40条

<sup>(</sup>注)国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

#### 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

#### 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条は、別紙可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年7月9日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所 及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び その他の構成員の住所及び氏名を記入する。

#### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(請負者をいう。以下同じ。)が次の 各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除す ることができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き
  - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合 は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、か つ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

#### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに

- 当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象 者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を 解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
  - 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入 」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒 否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への 通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 可分事業内訳書

安祥寺山国有林森林整備事業(造林)

作業種	森林 事務所	事業期間	国有林	林小班	数量	単位	備考
				19111	0.07	ha	筋刈筋置
∔հհ+ <del>/=</del>	击山	契約締結日の翌日	<b>∵</b> ₩±	19113	0.13	ha	筋刈筋置
地拵	東山	~ 令和 8 年 2 月27日	安祥寺山	193	0.03	ha	筋刈筋置
				19 <del>7</del>	0.71	ha	筋刈筋置
			計		0.94	ha	
	東山	契約締結日の翌日 ~ 令和8年2月27日	安祥寺山	19111	0.07	ha	
植付				19113	0.13	ha	
(新植)				193	0.03	ha	
				19 <del>7</del>	0.71	ha	
			計		0.94	ha	
防護柵 新設	東山	契約締結日の翌日 ~ 令和8年2月27日	安祥寺山	19111外3	0.67	km	
			0.67	km			
		拵 合	0.94	ha			
		付(新植) 合		0.94	ha		
	 防	護柵新設 合	<u> </u>		0.67	km	

#### 作業仕様書総則

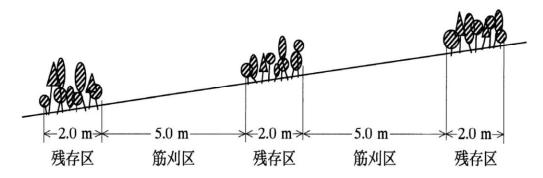
- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用 に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な 使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影 要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇 所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第 21 条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。 監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

## 地拵仕様書(筋刈) (小径立木、ササ、シダ生地に適用)

#### (地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

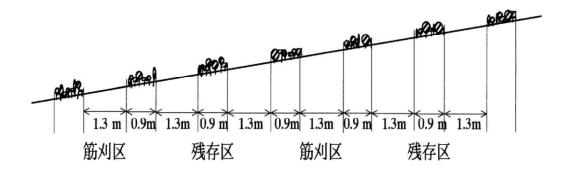
1 地床植生(木本類、ササ、雑草、シダ類)の密生している箇所は、原則として下 図の要領により筋刈とする。

図 (側面図)



2 地床植生(ササ、シダ類)の草丈が低く密生している箇所は、原則として下図の 要領により筋刈とする。

図 (側面図)



- 3 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として残存筋 上に集積する。
- 4 地拵は等高線に沿って行う。

#### (立木の保残)

5 伐採時から保残している高木性広葉樹 (胸高直径おおむね10cm程度以上のもの) は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

#### (巻枯らしの要領)

6 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質 部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ 取る。

#### 植付仕様書 (新植)

#### (苗木の管理・取扱い)

- 1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意する。 なお、獣害被害の恐れがあり、植付場所近くでの保管が困難な場合は、当日の植 栽木のみ搬入するなど対策を講じること。
- 2 苗木の取扱いは丁寧にし、根鉢やポットの損傷等がないように注意する。
- 3 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

#### (植付要領)

- 4 植付樹種、植付本数は別紙苗木購入仕様書のとおりとする。また、植付場所は別紙位置図のとおりとする。
- 5 保残・自生しており今後も成長が見込まれる高木性広葉樹等がある区域は、監督 職員の指示に基づき植栽密度の調整を図ること。
- 6 植穴は、地中の木本類の根が切断され、ポット根鉢部が完全に土中に埋没できるように大きめに植穴を掘ることとし、植穴中の根、枝条等は取り除くこと。
- 7 植付苗木の根鉢部を軽く揉みほぐし、植穴に苗木を垂直になるよう据え付け、土 を入れること。
- 8 踏み付けは、体重を少しかける程度で押さえる(根鉢を潰さないように留意すること。)。
- 9 ポット根鉢部の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面となる。
- 10 植付苗木の乾燥害防止のため、根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。また、表流水により根元部の洗掘が発生しないよう留意すること。
- 11 現地の地形や土壌条件、傾斜の向き、景観への配慮を勘案して、植付樹種を配置すること。植付樹種の配置を行う際は、事前に監督職員と数量・配置・樹種の選考、植栽密度等について調整したのちに植付すること。

#### (その他)

12 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

#### 苗木購入仕様書(新植)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

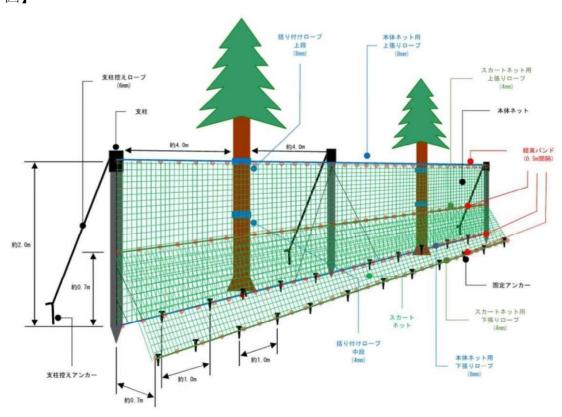
樹種	規格	数量(新植)	備考
アベマキ	苗長30cm以上	50 本	ポット苗
イロハモミジ	苗長30cm以上	220 本	ポット苗・地域性苗木
エゴノキ	苗長30cm以上	40 本	ポット苗・地域性苗木
ガマズミ	苗長30cm以上	50 本	ポット苗・地域性苗木
ケヤキ	苗長30cm以上	750 本	ポット苗・地域性苗木
コナラ	苗長30cm以上	50 本	ポット苗・地域性苗木
ノリウツギ	苗長30cm以上	50 本	ポット苗・地域性苗木
ミズキ	苗長30cm以上	30 本	ポット苗
ヤシャブシ	苗長30cm以上	350 本	ポット苗
ヤマハンノキ	苗長30cm以上	150 本	ポット苗
ヤマザクラ	苗長30㎝以上	140 本	ポット苗・地域性苗木
	合計	1,880 本	

- ※地域性苗木とは、当該地に自生する上記樹種との遺伝的連続性が認められる苗木をさす。
- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。
  - (1) 地域性苗木は、京都府、または近畿圏に自生する樹種から種子採取し育苗したもの。
  - (2) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
  - (3) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
  - (4) 根鉢部は、全体に根が回っており、硬く締まっていること。また適潤であること。
  - (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色択をもち、病害やその他の欠点がなく、 移植後の発根能力が強いもの。
  - (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
  - (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。
- 3 苗木購入にあたっては、上記1,2の条件及び産地系統が明らかな優良苗木を購入すること。
- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量等必要事項を生産事業者等 発行の荷札等で明示すること。
- 5 苗木は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。 また、苗木荷札等は監督職員に提出すること。
- 6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## アニマルネット防護柵設置仕様書(支柱・立木利用)及び標準図

- 1 防護柵(支柱・立木利用)の設置については、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本とする。
- 2 立木利用による防護柵設置で使用する立木は発注者が指示した箇所とする。
- 3 支柱及び立木利用の設置間隔は約 4.0mとし、上張りロープは緩みによる垂れ下がりがないような措置を講ずること。
- 4 本体ネットは、結束バンドを使用して上張り・下張りロープに括り付けることとし、その間隔は約 0.5mとする。
- 5 立木利用による本体ネットの取り付けは、上段(約2.0m)を8mmのロープで立木に固定し、中段 (約1.0m)は4mmのロープで立木に括り付け固定すること。地際は固定アンカーで設置すること。
- 6 スカートネットは、設置した本体ネットの地面側から高さ約 0.7m の位置を上端としてロープ (4mm)を使用して結束バンドで約 0.5m間隔で括り付け、スカートネットの下端(下張り)もロープ (4mm) に約 0.5m間隔で括り付けること。
- 7 本体ネット及びスカートネットの下張りロープは、固定アンカーを使用して確実に地面へ固定すること。本体ネット及びスカートネットの固定アンカーの設置間隔は約1.0mとし、スカートネットの固定アンカーによる固定箇所は本体ネットの設置箇所の約中央付近となるよう重ならないように留意すること。その際は、スカートネットに緩みを発生させることなく真っ直ぐに張るように設置すること。
- 8 防護柵設置にあたり、歩道を横断する箇所がある場合は、開閉できる出入り口を作成すること。
- 9 設置にあたり疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

#### 【標準図】



#### 防護柵設置 (ステンレス入りネット) 仕様書

#### (作業順序)

1 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けること。

#### (支柱の選定)

- 2 支柱は原則として生立木を利用するものとし、胸高直径 6 cm以上で根張りの良い木を利用するものとする。このような木がない場合や立木の間隔が 5 mを超える場合は支柱を使用するものとする。生立木を利用する場合は別途定める特記仕様書を参照すること。
- 3 生立木を利用する場合は、立木に釘、針金等立木を損傷させるもので固定しない こと。

#### (支柱の固定)

- 4 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 5 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
  - また、植付区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置すること。
- 6 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定すること。(別図1)
- 7 全ての支柱(出入口に設置する可動支柱を除く)に控えロープを設置し、支柱及び柵の安定を図ること。(別図2)

#### (ネット下部の固定)

- 8 ネットと地面とに隙間をつくらないよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押 さえロープを固定すること。
  - なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 9 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 10 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

#### (ネットの張り具合)

- 11 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネット については若干弛みをもたせること。
- 12 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 13 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

#### (スカートネット)

14 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、根株等に針金や釘で固定する。(別図3)

### (出入口の設置)

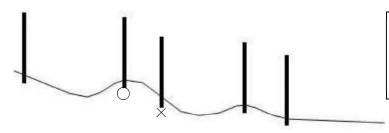
15 監督職員の指示により、支柱等を利用し、別紙作業位置図に図示した箇所に出入口を設置すること。

なお、作業道・歩道との関連により位置が変更になる場合があるため、必ず監督 職員の指示により設置すること。

### (その他)

16 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

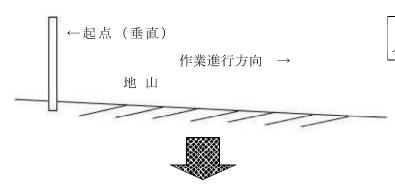
## 支柱の設置箇所



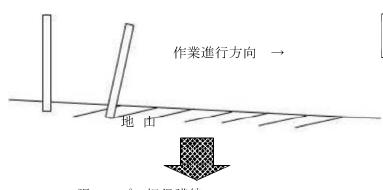
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

(支柱の間隔はネットの場合4~5m、金網の場合2~2.5mとする)

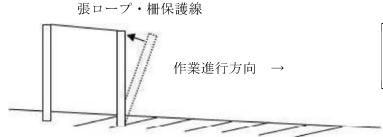
## 支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。

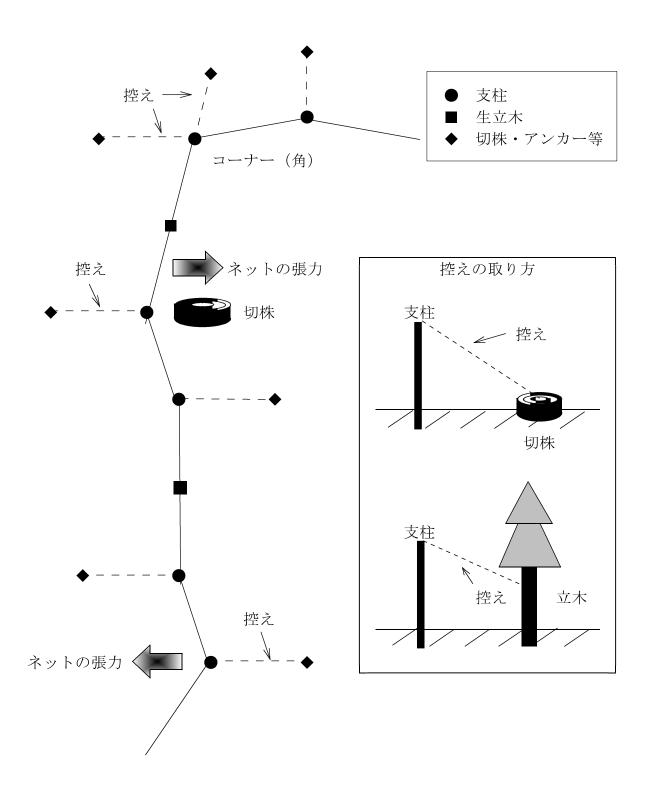


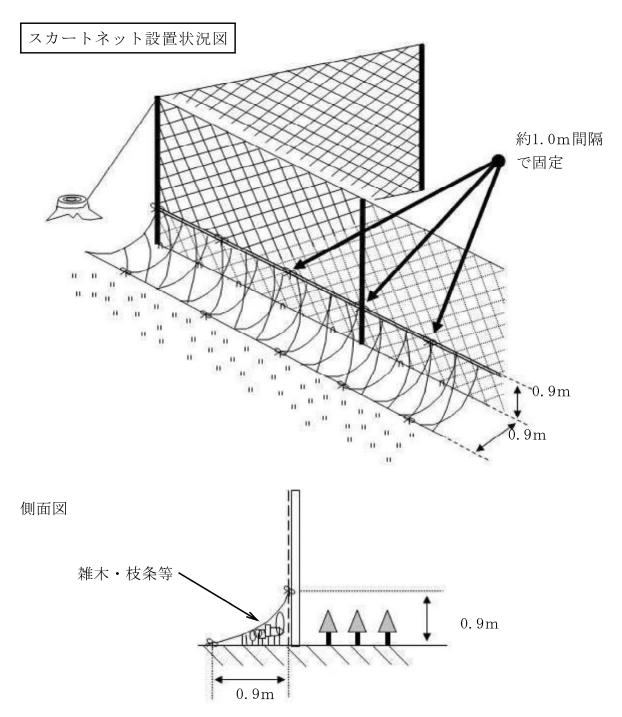
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ 傾けて打ち込む。



ロープ・柵保護線の張力により支 柱を引き起こし垂直(最もネットが 高く)に仕上げる。

## 控えロープ(ネット)・控え線(金網)の設置方法





- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約0.9m部に、約1.0m間隔(1.0mに1カ所)で結束バンド等により固定する。 下部は防護柵から約0.9m離して約1.0m間隔で結束バンド等により、隙間ができないように、周囲の根株等に固定する。
- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を 入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

#### 防護柵 (アニマルネット) 物品購入仕様書

#### (防護柵 (アニマルネット) 物品の規格)

- 1. 防護柵(アニマルネット)物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。
- 2. なお各物品の色については「黒又はこげ茶」とする。

物品	品質及び規格	数量	備考
アニマルネット	高さ1.8m以上×50m、目合い16mm以下	5 巻	211m設置 : 支柱利用区間 211m
侵入防止網等用 上張りロープ	PP又はPE・φ8.0mm以上×55m	5 巻	
侵入防止網等用 下張りロープ	PE・φ8.0mm以上×55m	5 巻	
アニマルネット (スカート用)	高さ1.0m以上×50m、目合い16mm以下	5 巻	
アニマルネット (スカート用) 上張ロープ及び 下張りロープ	PE・φ4.0mm以上×55m	8 巻	
プラスチック アンカー	ABS又は同等かそれ以上・長さ400mm以上	422 本	1 m毎に1本設置 ・支柱間(4 m)設置本数 本体ネット4本 スカートネット4本
セパレート式支柱 上部	鉄又はFRP・φ33mm以上・高さ1.8m以上	61 本	4 m毎に1本設置 簡易扉を含む
セパレート式支柱 基礎部	支柱上部に適合するもの	58 本	4m毎に1本設置
支柱用キャップ	支柱先端に固定し、上張りロープの弛みを調節で きるもの	61 個	
沈み込み防止 プレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	58 枚	
支柱用控えロープ	PE・φ6.0mm以上×55m	6 巻	固定支柱1本毎に1本設置
支柱控えアンカー	鉄・10mm×600mm	58 本	
結束バンド	耐候性・200mm以上・100本入/袋	19 袋	支柱1本あたり侵入防止網 を3箇所で固定 アニマルネットは0.5m毎 に上下に固定 スカートネット上下に本体 との結束に0.5m毎に固定

- 3. アニマルネット及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 4. 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。
- 5. 防護柵物品購入にあたっては、上記 1 、2 、3 、4 の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

#### (その他)

- 6. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。 なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- 7. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

#### 防護柵 (ステンレス入りネット) 物品購入仕様書

#### (防護柵 (ステンレス入りネット) 物品の規格)

- 1. 防護柵 (ステンレス入りネット) 物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。
- 2. なお各物品の色については「黒又はこげ茶」とする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	PE・ステンレス入り・高さ1.8m以上×50m	10 巻	461m設置 : 支柱利用区間 109m : 立木利用区間 352m
侵入防止網用 上張りロープ	PP又はPE・φ8.0mm以上×55m	9 巻	
侵入防止網用 下張りロープ	PE・φ8.0mm以上×55m	9 巻	
ウサギ防止用 スカートネット	PE・高さ1.35m以上×50m	10 巻	
立木括り付けロープ(上)	PE・φ8.0mm以上×55m	7 巻	
立木括り付けロープ(下)	PE・φ4.0mm以上×55m	7 巻	
ウサギ防止用 かがりロープ	PE・φ4.0mm以上×55m	17 巻	
プラスチック アンカー	ABS・長さ400mm以上	922 本	1 m毎に1本設置 ・支柱間(4 m)設置本数 本体ネット4本 スカートネット4本
セパレート式支柱 上部	鉄又はFRP・φ33mm以上・高さ1.8m以上	41 本	4 m毎に1本設置 簡易扉を含む
セパレート式支柱 基礎部	支柱上部に適合するもの	38 本	4m毎に1本設置
支柱用キャップ	支柱先端に固定し、上張りロープの弛みを調節で きるもの	41 個	
沈み込み防止 プレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	38 枚	
支柱用控えロープ	PE・φ6.0mm以上×55m	4 巻	固定支柱1本毎に1本設置
支柱控えアンカー	鉄・10mm×600mm	38 本	
結束バンド	耐候性・200mm以上・100本入/袋	9 袋	支柱1本あたり侵入防止網を 3箇所で固定 スカートネット上部は侵入防 止網に1m毎に固定

- 2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。
- 4. 防護柵物品購入にあたっては、上記 1、2、3 の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

#### (その他)

- 5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。 なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- 6. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

#### 特記仕様書

#### (植付樹種の配置)

- 1 植付作業の着手にあたっては、事前に「樹種配置計画図」(縮尺 500 分の 1 以上)を作成し、監督職員へ提出、確認を受けること。
- 2 監督職員の確認を受けた「樹種配置計画図」に基づき、植付作業を行うこと。
- 3 植付作業完了後は、「樹種配置出来高図」(縮尺 500 分の 1 以上)を作成し、提 出すること。

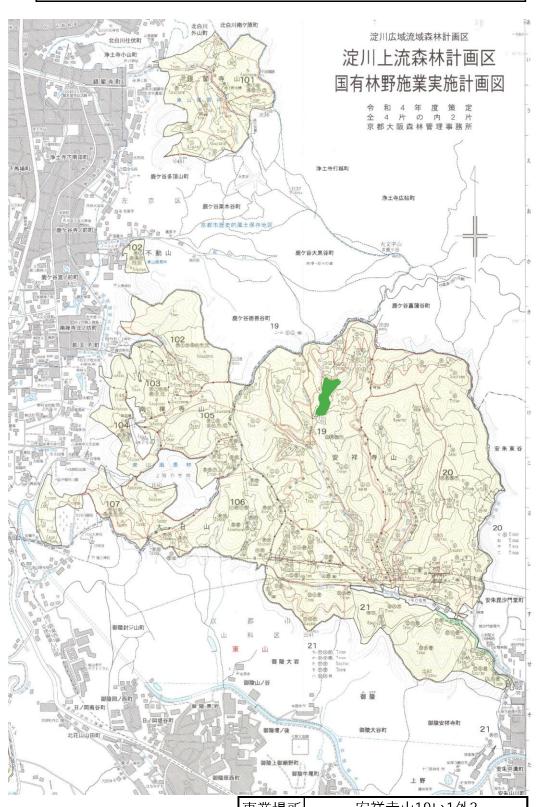
## (アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 4 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、 平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管 轄の自治体に速やかに通報すること。
- 5 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府 県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底 の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契 約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。



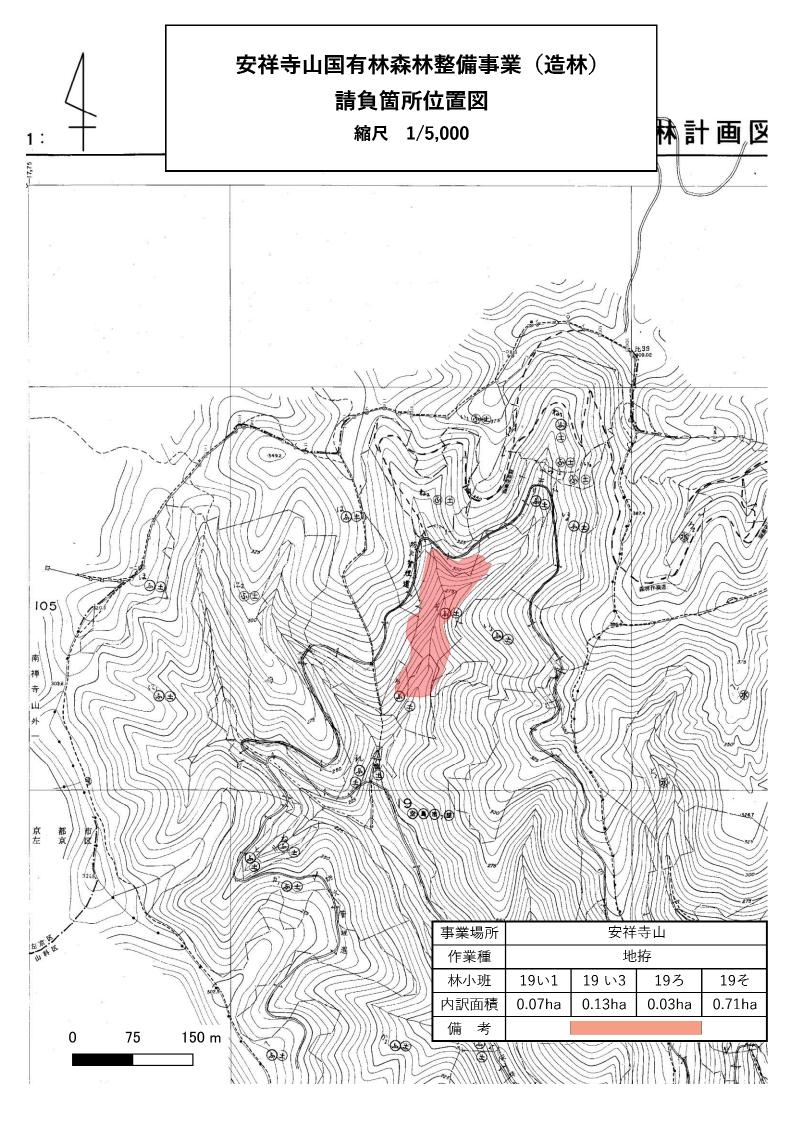
# 安祥寺山国有林森林整備事業(造林) 請負箇所位置図

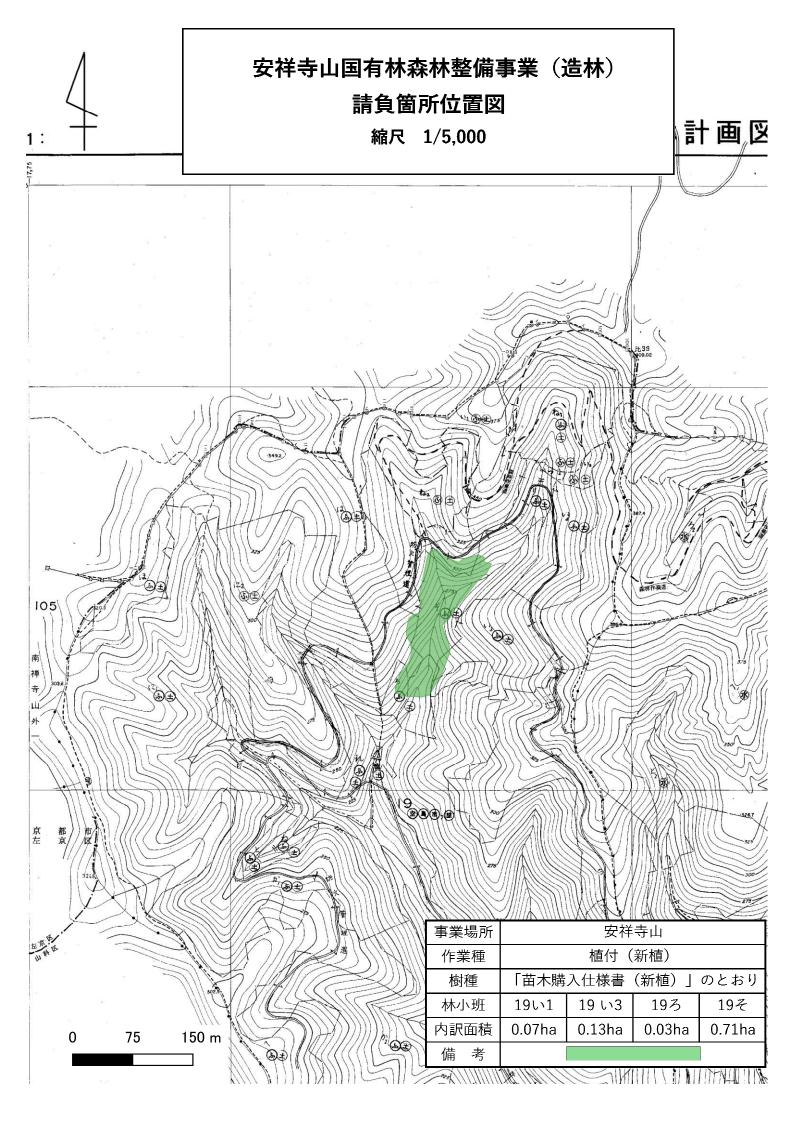
縮尺 1/20,000

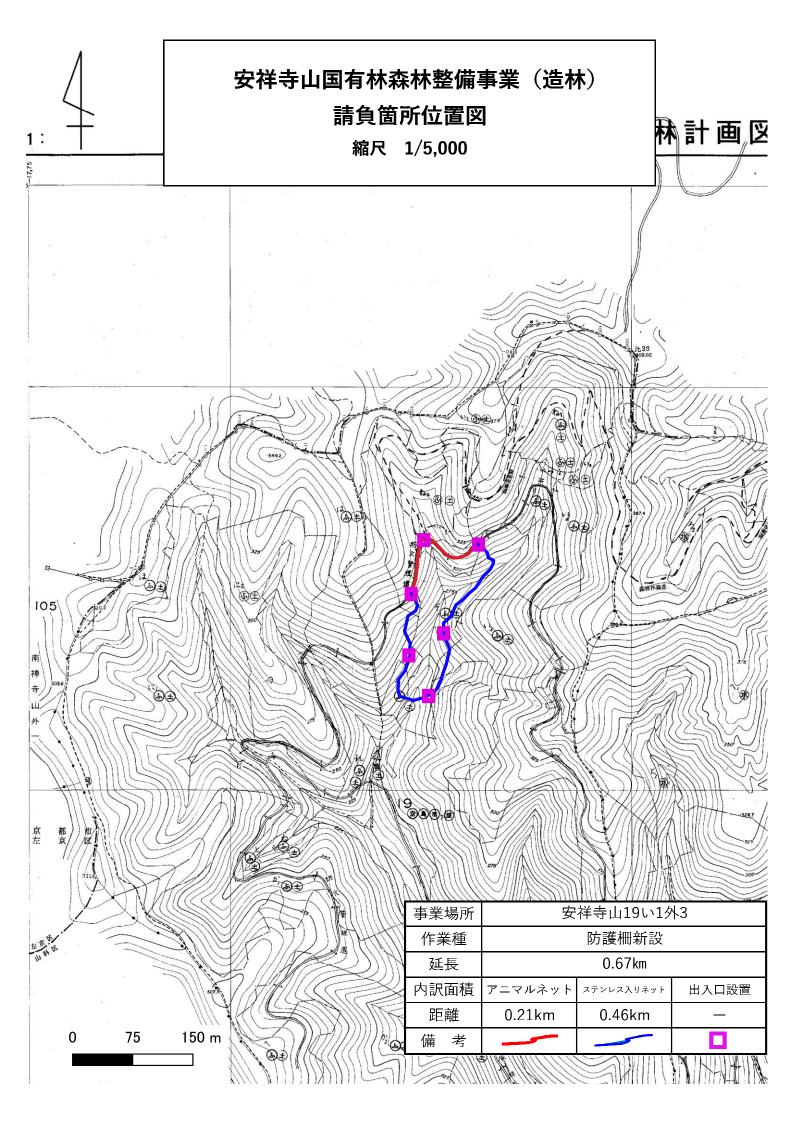


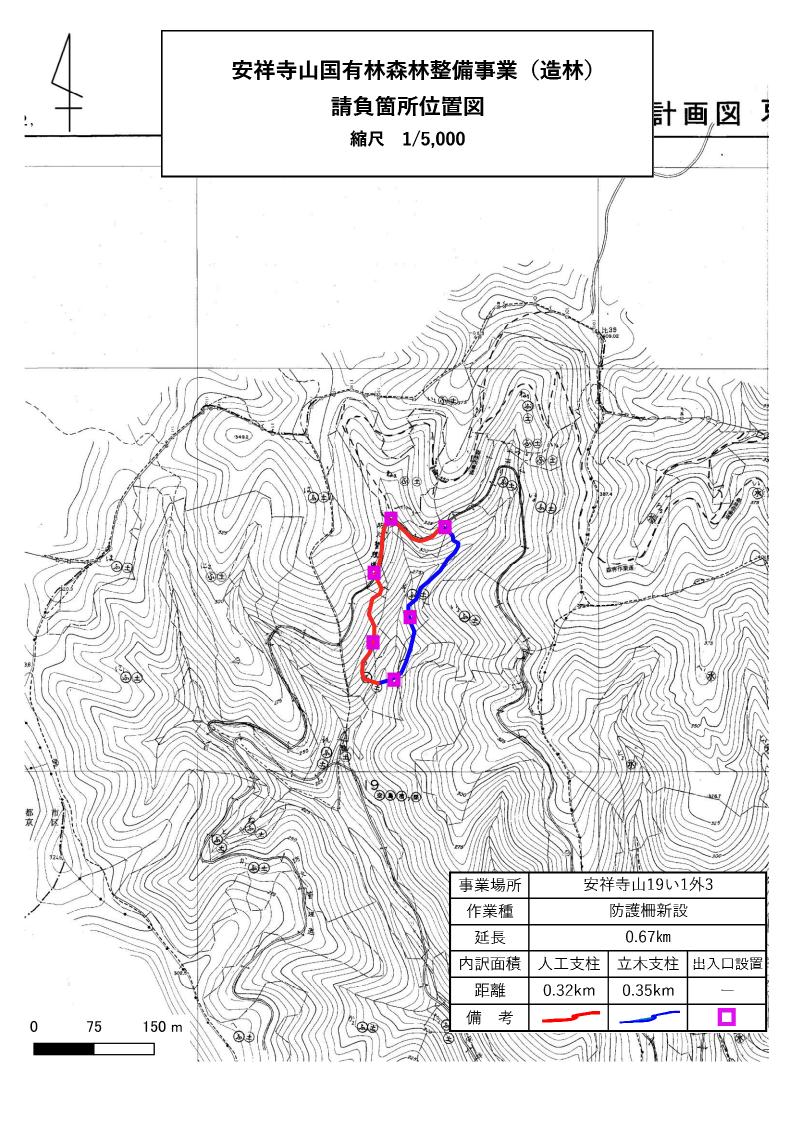
0 250 500 m

+	事業	場所	安祥寺山19い1外3				
	作業種		地拵	植付(新植)	防護柵新設		
	内訳面積		0.94ha	0.94ha	0.67km		
	備	考					









#### (別添)契約情報の公表様式

### 安祥寺山国有林森林整備事業(造林)

京都大阪森林管理事務所

									京都大阪森林管理事務所
					林分条件			作業条件	
作業種	国有林	林小班	数量	事業期間	傾斜及び 植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復)	通勤時間 (往復)	通勤起点
		19111	0.07 ha		難100%	機械•人力	12.4km	38分	山科区役所
地拵 (筋刈筋置)	安祥寺山	19113	0.13 ha		難100%	機械•人力	12.4km	33分	山科区役所
(筋刈筋置)	女件专山	193	0.03 ha		難100%	機械・人力	12.4km	39分	山科区役所
		19 <del>7</del>	0.71 ha		難100%	機械•人力	12.4km	37分	山科区役所
計	計		0.94 ha						
		19111	0.07 ha	契約締結日の翌日	難100%	人力	12.4km	38分	山科区役所
植付 (新植)	安祥寺山	19113	0.13 ha	令和8年2月27日	難100%	人力	12.4km	33分	山科区役所
(新植)	хнаш	193	0.03 ha		難100%	人力	12.4km	39分	山科区役所
		19 <del>7</del>	0.71 ha		難100%	人力	12.4km	37分	山科区役所
計	計 		0.94 ha						
防護柵新設	安祥寺山	19111外3	0.67 km		難100%	人力	12.4km	36分	山科区役所
計			0.67 km						

注1: 人員輸送距離については、往復の距離(単位:km)とする。 2: 通勤時間については、往復の時間(単位:分)とする。

#### 入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

- 1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。 ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。

- 6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを 提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した 書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4)入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出 している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7)入札金額の記載を訂正した入札書
- (8)入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9)入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金 (その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
- 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
- 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。 その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、 低入札価格調査制度があり、次による。
  - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
  - (2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者 は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
  - (3) (1) により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4)(1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16. 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
  - なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも 該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入 札 書

号

入札物件 第

事 業 名

入	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
札 金									
額									

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

# 委 任 状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 下記の入札に関する一切の権限を委任します。 を代理人と定め、

記

事 業 名

## 委 任 状

令和 年 月 日

(分任)支出負担行為担当官 ○○森林管理局(○○森林管理署)長 殿

> (委任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、○○森林管理局(○○森林管理署) における契約について、下記の一切の権限を委任します。

> (受任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

#### (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

#### (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。

